

## 清代北京における朝貢使節間の交流：朝鮮・琉球使節を例として

沈, 玉慧  
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25872>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 39, pp.112-144, 2011-05-01. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

## 清代北京における朝貢使節間の交流

—朝鮮・琉球使節を例として—

沈 玉 慧

### はじめに

近年の近代東アジア史研究において、人・物・情報の移動と交流に関する研究はとみに活発化しているが<sup>1)</sup>、そこでは、さまざまな地域や国家を越えた人々の公式・非公式な接触と相互作用についても、多様な視角から研究が進められて<sup>2)</sup>ある。これらの交流者には、倭寇・海賊・通事・商人・偽使・使節・被虜人・漂流民などの多様な人々を含むが、とりわけ倭寇・海賊・偽使・漂流民などについて豊富な研究成果が蓄積されている。

一方、明清時代の東アジアにおいては、中国王朝を中心とする朝貢や互市のシステムが存在し<sup>3)</sup>、中国王朝はこの二つの体制のいずれか、あるいは双方を通じて、周辺諸国との政治的・文化的・経済的な通交を行っていた。朝貢体制のもとでは、諸朝貢国はそれぞれ貢期に従い、中国の京師に使節を派遣し、皇帝への謁見を中心とする各種の儀礼に参列するとともに、儀礼の場や宿舎などにおいて、他国の朝貢使節と接触することもできた。特に清代には、東アジア諸国が相互に使節を派遣して通交を行うことは稀であったため、北京への朝貢は、東アジア諸国が直接相互交流を行う機会

ともなったのである。

東アジアの朝貢国のなかでも、朝鮮と琉球の両国は、すでに明代の嘉靖年間（一五二二～一五六六）から、朝貢使節を通じて、北京經由で双方の漂流民を送還していた<sup>1)</sup>。それ以来、両国の朝貢使節は、しばしば北京において、咨文を交換したり、漂流民を送還するなどの通交を行っていたのである。しかし、一六〇九年における薩摩の琉球侵攻は、こうした北京における琉球・朝鮮両国の通交にも影響をあたえ、以後両国の使節が北京において咨文を交換することはなくなったが<sup>2)</sup>、しかし清代でも、朝鮮と琉球の朝貢回数<sup>3)</sup>は、すべての朝貢国のなかでそれぞれ第一位・第二位を占め、両国の使節はしばしば北京において邂逅している。近年、明清時代の北京における朝鮮・琉球使節の交流については、夫馬進・紙屋敦之・松浦章・張源哲等諸氏が、興味深い事例研究を発表されているが<sup>4)</sup>、両国使節の交流について、関連する史料を網羅的に検討し、その全体像を考察する作業はいまだ十分になされているとは言いがたい。

これに対して、筆者はさきに発表した拙稿において、主として朝鮮使節が残した数多くの『燕行録』を利用して、朝鮮と琉球の使節が紫禁城などで行われる朝貢儀礼においてしばしば邂逅し、また、お互いに館舎を訪問して、交流を行っていたことを明らかにした<sup>5)</sup>。これをうけて、本稿ではさらに、両国の使節が、相互にどのような印象をもち、どのような交流を行ったかという問題を検討してみたい。具体的にはやはり『燕行録』を主要な史料として、朝鮮使節による琉球使節の観察とその印象、および両国使節間での贈答品の交換に注目し、清代北京における朝貢国同士の交流の実態を提示してみたい。

なお本稿で利用する『燕行録』は、林基中編『燕行録全集』（東国大学出版社、二〇〇一年、以下、『全集』と略称）、林基中・夫馬進編『燕行録全集 日本所蔵編』（東国大学校韓国文学研究所、二〇〇一年、以下、『所蔵』と略称）、成均館大学校大東文化研究所編『燕行録選集補遺』（東亜学術院大東文化研究所、二〇〇八年、以下、『補遺』と略称）などに収録されたテキストによる。またこのほかに、民族文化推進会編輯『影印標点韓国文集叢刊』（以下、『叢刊』と略称）などの朝鮮文集や、清朝や琉球などの関連史料も参照した。

## 一 朝鮮使節が記録した琉球使節の冠服・髪型

清代における朝鮮と琉球の朝貢回数は、それぞれ六六四回<sup>8)</sup>と一一三回<sup>9)</sup>に達する。そのうち両国が同じ年に朝貢したのは七五回であり、両国の使節が実際に接触したことを示す記録も、四〇回以上確認できる<sup>10)</sup>。彼らは朝貢儀礼の場で、あるいは互いの宿舎を訪問し、主として筆談により意思の疎通をはかった。朝鮮使節の残した多くの『燕行録』には、このようにして接触した琉球使節の外見や服装などに関する記述が残されている。ここではこれらの記事に基づき、朝貢儀礼などの際に朝鮮使節がどのように琉球使節を観察し、記録したのか、検討する。

朝貢儀礼に参加した際に、朝鮮使節はしばしば琉球使節の外見と服装を観察し、具体的な記録を残している。例えば乾隆四三（一七七八）年に、朝鮮副使の李坤は、紫禁城の午門において皇帝の出御を迎える際に、琉球使節の服装を「而兩使帽制以黃紋緞繞而束之、略近我國金冠之樣。並穿黑紋緞闊袖長衣、以黃緞廣帶圍腰、而兩端垂齊、束髮為髻、插以兩簪、足穿黑靴……從人皆穿灰色挾袖衣、髻則裹以黑緞矣」<sup>11)</sup>と記録している。また乾隆五二（一七八七）年、朝鮮正使の俞彥鎬が鴻臚寺における拝謁式の演礼（リハーサル）において琉球使節に会った際にも、ほぼ同様の観察を記している<sup>12)</sup>。これらの記録によれば、琉球使節は袖の幅が広い、脛までの長さの黒い服を着用して、腰に幅数寸の黄色の帯をしめ、黄色の冠をかぶっていたという。

これからによれば、朝貢儀礼の場において琉球使節が着用していたのは、琉球王国の公式な冠服であったと考えられる。すなわち、琉球の冠服制度は、尚真王の時代（在位一四七七一—一五二八）、正徳四（一五〇九）年と嘉靖三（一五二四）年に、それぞれ簪と冠の制が<sup>13)</sup>、尚豊王の時代（在位一六二二—一六四〇）には、王子以下の朝服が定められたが<sup>14)</sup>、これらの官服については、琉球王府が康熙年間に刊行した『琉球国中山王府官制』に、詳細な規定が残されている。これによれば、朝貢使節に選ばれる正三品官の耳目官や正義大夫は、黄色の帽子と帯を着用することが定められており<sup>15)</sup>、

朝鮮使節の李垺や俞彦鎬が記録したのは、正三品官が着用する黄色の帽子や帯であったことがわかるのである。

また、通常の定期的な朝貢(常貢)のほかに、琉球王国は慶賀・謝恩・接貢・漂流民の送護・官生の派遣などのため、臨時の使節を派遣することもあった。そのうち慶賀と謝恩に際しては、常に二品官を正使として派遣している。例えば乾隆五八(一七九三)年の朝鮮副使である李在学は、彼が会った琉球正使の服装について、「正使、紫色の圓冠を戴き、我が国の篩様の如くしてやや低し。髪を束ねて髻を為す。塗るに冬栢油を以ってし、挿すに雕金簪を以ってす」<sup>(16)</sup>と、紫色の円冠をかぶっていた、と明記している。また、道光三〇(一八五〇)年の朝鮮随員である権時亨も、やはり琉球正使が紫色の冠をかぶっていた、と記録している<sup>(17)</sup>。『歴代宝案』には、これらの使節についての記載があり、それによると、琉球王国が乾隆五八年には進貢・謝恩のため、道光三〇年には進貢・慶賀・進香のために、二品官の王舅を正使として派遣したことがある。『琉球国中山王府官制』には二品官の官服として、冠の色が紫であったとあり<sup>(18)</sup>、ここから朝鮮使節は彼らの冠服を正確に記録していたことがわかる。

周知のように、東アジア諸国は、それぞれの冠服制度によって百官の冠と礼服を規定し、その色や形式によって品階・官位を区分していた。このため朝鮮使節も、琉球使節の冠服と官制との関係に関心を示したのである。例えば嘉慶六(一八〇一)年の朝鮮検書官である柳得恭は、「琉球国使臣を鴻臚寺の演礼時に、之を見る。……戴く所の冠徽は平頂巾の似くして、匾たくして裏敷の如く、あるいは黄、あるいは赤にして、品を辨つと云う」<sup>(19)</sup>と、使節のかぶる冠には黄色と赤色があり、それぞれが官品を示していると記している。また康熙二二(一六八二)年や嘉慶二二(一八〇七)年の朝鮮使節は、琉球使節の冠服を観察したうえで、琉球通事に琉球王国の官制を尋ねて、国相・長史・耳目官・正義大夫・都通事などの官職が存在したことを記録している<sup>(20)</sup>。

また、先述したように朝鮮王朝と琉球王国は明代中期までは相互に外交使節を派遣し、嘉靖年間以降は北京において朝貢使節を通じて外交文書を交換するという形で通交関係を維持していたが、万曆三七(一六〇九)年の薩摩の琉球侵攻以降、このような通交関係も途絶えてしまった。朝鮮使節が実際に琉球使節の冠服を観察しうる機会は、朝貢使節同士

の個人的接触に限られており、それだけに琉球使節の冠服や外見についても比較的詳しい記録を残したのであろう。また朝鮮使節のなかには、琉球使節の冠服だけでなく、その髪型や髪飾りについて記す場合もあった。例えば乾隆五八(一七一九)年には、朝鮮正使の李在学が、鴻臚寺での演礼に参加した琉球使節の髪型について「網巾を用いざるも、髪は散乱せず」<sup>(27)</sup>と記している。同様な記事は、乾隆三二(一七六七)年・同五四(一七八九)年・道光一二(一八三二)年・同三〇(一八五〇)年の記録にも記されている<sup>(28)</sup>。このように、朝鮮使節はその中でもとくに網巾を着けてないことを特筆している。

網巾とは鬘を結んだ成人男性の髪がずり落ちないよう、額に巻く帯状のものである。明初には、洪武帝が全国の男子に網巾の着用を命じている<sup>(29)</sup>。この網巾がいつごろ朝鮮に伝わったのかは不明であるが、朝鮮王朝が成立した際、明朝が国王と官吏の冠服を賜与して以来、明朝の冠服制度は徐々に朝鮮国内で定着していったことを考えると、おそらく網巾もそれと同時に朝鮮でも普及していったと思われる。周知のように、清朝は「薙髮令」により、漢人にも満洲人と同様の辮髪を強要したが、朝貢国に対しては、満洲式の冠服や髪型を強要せず、各国の独自の冠服や髪型を認めていた<sup>(30)</sup>。

このため朝鮮使節も明代と同様の冠服を着用し、網巾をつけて朝貢儀礼に参加していたのである。

万暦七(一五七九)年の冊封副使であった謝杰の記録によれば、当時、琉球においても網巾の着用が流行していたようである。しかし、琉球人の髪型は「片髻(カタカシラ)」と呼ばれる、頭頂部の髪を中剃りにし、周囲の髪をかけあげて結び、簪で止めるという独特の形式であった<sup>(31)</sup>(図一・左)。この髻は網巾にあまり合わなかったため、網巾をつける習慣は一時的に流行したものの、その後は定着しなかったようである<sup>(32)</sup>。このことは雍正七(一七二九)年に、朝鮮使節の金舜協が、琉球使節とともに



図一 琉球王子・按司  
(東京国立博物館所蔵)

に礼部に赴いた際には、琉球使節が金舜協が着用している網巾に興味を示し、その網巾を見せてほしいと頼んだこと<sup>31)</sup>からもうかがえる。

一方、『燕行録』には、漢人が朝鮮使節の冠服を賞賛したことを伝える記事も多い。例えば、乾隆一四（一七四九）年の朝鮮書状官である俞彦述は、ある漢人と朝鮮の冠服に関して以下のような問答を交わしている。

彼人有指我人衣服、而嗟歎者曰、「此圓領衣也好制度、好制度。」我人亦戲指其衣曰、「此亦好制度。」答曰、「不好、不好。此是韃子打扮。」仍曰、「我輩獨女人不順云。」盖是漢人而可見其有思漢之心也<sup>32)</sup>。

つまり、俞彦述は自分の冠服を賞賛されたのに対し、諧謔まじりに相手の服を指して賞賛したが、相手はこれは韃子（韃）の格好であり、良いものではないと答えたという。俞彦述はこの問答から、漢人が固有の文化を懐かしんでいると推測している。周知のように、朝鮮王朝は清朝とは異なり、明朝以前の冠服制度を維持しており、中華の正統な礼制を継承する「小中華」であるとする意識を持っており、こうした問答の背景にもこうした自己認識があったと思われる。なお雍正元（一七二三）年に、瀋陽に赴いた朝鮮使節の李宜万も、同様な記録を残している<sup>33)</sup>。それだけに朝鮮使節は、琉球王国独自の冠服制度にも関心が強く、しばしば詳しい記録を残したのであろう。

なお朝鮮使節のみならず、朝鮮国王も琉球使節に服装について関心を示すこともあった。例えば乾隆一五（一七五〇）年には、英祖が前年の朝貢副使であった黄晟に、琉球使節の服飾について尋ねている<sup>34)</sup>。また英祖は乾隆三八（一七七三）年にも、朝鮮正使の嚴濤に対し、琉球使節の服装について詳細に問うている。その問答の内容は次のようである。

上曰、「今番見外國使乎」。正使曰、「琉球使來矣」。上曰、「其状帽衣冠何如」。賤臣曰、「三人深目大鼻、頰白長髯、大抵略同」。上曰、「頭著如篩輪云然否」。賤臣曰、「雉去頂髮、合斂四際之髮、作髻於頂、而以蠟膏塗髮、若倭人所戴之帽、圍圓頂平、短而不高、裹以黃錦結於顛後、以黑色雲紋大段、作直領闊袖長衣、以金蘇緞作帶、其廣如掌」<sup>35)</sup>。

ここで、英祖は嚴濤に対し、琉球使節の容貌・冠服などについて尋ねているが、特に頭部に着用するかぶりものの形状

清代北京における朝貢使節間の交流―朝鮮・琉球使節を例として―（沈）



図二 朝鮮王朝後期官服(黒団領) 金英淑著・中村克哉訳『韓国服飾文化事典』(東方出版、二〇〇八年)、四三六頁より

たのである。前述のように、一五世紀に尚真王が位階制度の整備の一環として冠服の制度も定められたが<sup>25</sup>、そのなかには冠の一種として、布を頭に八重巻にしたものが見え「ハチマキ」と称されている(図一・右)。一方、朝鮮使節が着用する冠は、伝統的な幘頭(図二)である。朝鮮王朝の官服制度はまず太宗朝に制定され、世宗朝には朝服・祭服・公服・常服の制度が完成されたが、その後『経国大典』において、体系的な冠服制度が整理され、一九世紀末まで基本的に踏襲されていた<sup>26</sup>。北京に赴いた朝鮮使節が、こうした冠服を着用していたことはいうまでもない<sup>27</sup>。すなわち先述したように、朝鮮王朝が明朝以前の冠服制度を維持していることは、朝鮮において自国こそが中華の正統な礼制を継承する「小中華」であるとすると観念の重要な根拠となった。このように考えてくれば、朝鮮使節は、琉球使節がより明朝以前の伝統的な中国の礼制に近い冠服を着用しながらも、一方で独自の髪型やかぶりものを用いていることに注目し、その形状を詳しく書き留めたと考えられる。

に関心を寄せている。巖濤はこれに対し、琉球使節が頭頂部の髪を中剃りにし、周囲の髪をかきあげ、髻を頭頂部に作り、蠟膏を使い、その上に布を巻いた日本風の帽子を着用していると、琉球使節の髪型を正確に伝えているのである。

琉球使節の着用したかぶりものは、朝鮮のものとはかなり形状が異なっており、それだけに朝鮮使節や国王の関心を引

## 二 琉球使節に対するイメージと評価

上述のように、朝鮮王朝は伝統的な中国王朝の礼制や冠服を継承していたが、それが夷狄の支配下に入ってその風俗を強制された清朝中国よりも、朝鮮こそが中華文明の継承者であるとする、「小中華」的な自尊意識の主要な根源の一つとなっていた。このため清朝以外の東・東南アジア諸国に対する評価においても、各国が正統的な礼や冠服など中華文明をどの程度忠実に受容しているかという点を基準として、朝鮮を中心とした華夷秩序のなかに位置づけようとする傾向が認められる。総じて、朝鮮使節は琉球に対し、彼らの服装や振る舞いから、東・東南アジア諸国のなかでも、おむね文明的で礼儀正しいというイメージを持っていたようである。それと関連する記録は『燕行録』に散見する。

例えば、順治一一（一六五四）年の朝鮮書状官であった李齊衡は、彼が会った琉球使節の印象について、「上使の容貌・動止は頗る識あるに似たり、海外の異域を以つて之を軽んずべからず」<sup>⑤</sup>と、容貌と挙動には教養が感じられ、海外の異国として軽視すべきではないと評価している。また雍正七（一七二九）年に、朝鮮使節の金舜協が琉球使節の館舎を訪ねた際にも、辞去するにあたって、琉球使節が丁寧に見送る姿を見て、「之を揖送し、礼は亦た頗る安詳なり」<sup>⑥</sup>と記している。さらに乾隆三一（一七六六）年に朝鮮使節の随員として鴻臚寺での演礼に参加した洪大容も、琉球正使の様子について、「上使は淨白少鬚たり、極めて儒雅の氣あり」<sup>⑦</sup>と述べ、その「儒雅の氣」を賞賛している。

同様に嘉慶四（一七九九）年の朝鮮使節の首席通訳も、「琉球の貢使、たまた適たまたま京師にあり、毎に皇駕迎送の処において相会す。その面貌を見るに柔順にして、举止は從容たり。蓋しその国俗の然れるなり」<sup>⑧</sup>と記し、やはり琉球使節の外貌と振る舞いを高く評価している。また、嘉慶一二（一八〇七）年の朝鮮正使であった南公轍も、鴻臚寺において琉球使節と接触した際に、琉球使節の服装と話の内容から、「余、其の衣冠を見るに頗る好く、其の言を聞くに、海外礼儀の邦と謂うべし、殊に嘉すべし」<sup>⑨</sup>と評している。さらに道光一二（一八三二）年の朝鮮の書状官である金景善は、「班行の間、其の举止を見るに、頗る謹飭にして、一も雑意の浮ぶなし」<sup>⑩</sup>と述べている。このように朝鮮使節は、朝

貢儀礼の場における琉球使節の言動に接して、良好なイメージを抱くことが多かったようである。

こうした琉球使節の冠服や言動から懐いた「海外礼儀の邦」としてのイメージは、その他の朝貢国の使節に対する印象と比べて対照的である。例えば嘉慶三(一七九七)年の朝鮮書状官であった徐有聞は、鴻臚寺での演礼の際に遭遇したシヤム(暹羅)使節の様子について、

(暹) 羅使臣立於西班牙、而無一人從者。或近之則貌甚醜惡、腥臭掠鼻、行三跪九頓首而退。國在極南、人不堪寒、皆有病色、無異魑魅<sup>(11)</sup>。

つまり西班牙に立っているシヤム使節は、従者もつれず、外見もすぐれず、南国から来たために、寒さに耐えられず顔色も悪かったと述べている。この記述には、伝統的な「南蛮」觀念に支配された偏見が強く表れている。

さらに乾隆五七(一七八七)年の朝鮮随員である金士龍は、元旦の皇帝への拜謁式の際に、そこに参列していたベトナムとミャンマー(緬甸)使節の冠服と言動について、次のように記録している。

安南則自黎季犛以來、黎氏世為國王……高髻網巾、朝袍角帶與我國恰似、且所著帽謂之文公冠。但其人輕薄狡詐、無謹厚底意。緬甸則孟獲遺種也、衣蟒袍、頭部著以黃帛、環以兩鬢、而露出長髻、極可笑也。且柒其齒、丹其唇、穿其耳、形容若性鬼惡獸、又可憎也<sup>(12)</sup>。

金士龍はまずベトナム使節が髻を結って網巾をかぶり、朝鮮の官服と同じような朝袍・角帯を着用していることに注目している<sup>(13)</sup>(図三・四)。ただしその人物像については、「輕薄・狡詐にして謹厚なる底意なし」と、否定的に評価している。ミャンマー使節にいたっては、長い髻を露出し、さらに「其の齒を柒し、其の唇を丹し、其の耳を穿つ」という風俗を、「南蛮」の習俗として蔑視する記述に終始している(図五)。一方で金士龍は、同じ年に遭遇した琉球使節について、「人物は古雅、言語は淳少にして、澆俗の気なし」<sup>(14)</sup>と、好意的な評価を記しているのである。先に述べたように、総じて朝鮮使節には、他の朝貢使節の外観や言動に対して、もっぱら中華的な礼制や行動様式を判断基準として、その文化を評価するという傾向が強く認められる。そのなかで琉球は、自国以外の朝貢国の中で、もっとも正統的な礼

制や風俗を受容した国として位置づけられていたようである。



安南国夷官



安南国夷人

図三 安南国夷官『皇清職貢図』より 図四 安南国夷人『皇清職貢図』より



緬甸国夷人

図五 緬甸国夷人『皇清職貢図』より

清代北京における朝貢使節間の交流―朝鮮・琉球使節を例として―(沈)

このように朝鮮使節の琉球使節に対する印象は、総じて「海外礼儀の邦」として好意的なものであった。ただし実際の朝貢儀礼の場などでは、さまざまなトラブルが生じる場合もあり、そうした際の対応をめぐって、琉球使節の行動をいささか揶揄的に記した記録も残されている。例えば洪大容は、前述のように琉球正使の人品を「極めて儒雅の氣あり」と評しているが、一方では次のような記述もしている。

兩使并鋪錦席中堂而坐、見余避席、區身恭揖。時諸譯及雜隸排軋競進、余方呵退、不及答揖、時堂中撓攘、兩使及諸從人皆震、不知所出。余引上使就席、將畫地為語、通官數人憤其雜亂、奮拳揮之、余亦不得已退歸。及演儀只令三人進參、兩使臣在前列、通事獨在後、上使進退惟謹、戰戰有懼色、端拙短氣人也<sup>65</sup>。

すなわち洪大容が鴻臚寺での演礼に参加した際、琉球の正使・副使が彼に拱手して挨拶をしようとしたが、場内は通訳や役夫が入り乱れて混乱しており、琉球の使節や従者は「皆な震えて出る所を知らず」という状態であった。演礼が始まると、正使は進退に不手際がないように戦々兢兢としており、その様子を見て、洪大容は彼を謹直だが弱気な人物と評している。

また嘉慶六（一八〇一）年の朝鮮使節の檢書官であった柳得恭は、午門において清朝の官吏が朝鮮・琉球の兩使節に賞賜を与える際に生じた、次のようなトラブルを記録している。

見東廡下有人擾擾、就見之。内務府吏屬、將琉球使臣賞緞開包、各足截取其數三尺。尋聞琉球使臣、呈文禮部曰、「緞疋俱短有截痕、又包紙紅標而青緞、青標而醬緞、未知何故」云云。……中國之紀綱可知。而琉球之以此呈文、亦可謂蠻矣<sup>66</sup>。

ここでは、琉球使節への賞賜支給に際して、内務府の吏員が勝手にその緞子を開封し、一部を切り取って持ち去ってしまった。琉球使節は礼部に上申して、緞子には切断の跡があり、包装紙と中身も違ふと訴えたという。この記録は公式史料には現れにくい朝貢制度の裏面を伝える史料として興味深い。柳得恭はこの事件について、清朝における規律の乱れを指摘するとともに、琉球使節がそれを礼部に訴えた呈文も「亦た蛮と謂うべし」と述べている。呈文の内容があ

まさに直截に過ぎるということであろう。

さらに道光三〇（一八五〇）年の朝鮮使節の一員であった権時亨は、琉球使節の館舎を訪問して、琉球の正使・副使と筆談を行ったが、彼らの応対にはあまり良い印象を抱かなかったようである。権時亨はそのいきさつを次のように記している。

（十二月）二十五日壬申晴……仍歸館□飯後、與上判事馬頭吳興周往琉球館……施禮罷、使馬頭請筆談。一個跟班進茶、歇把紙筆放在卓兒上。余先寫道、「兩位俱是琉球使臣、那個是正使、那個是副使」。又問、「高姓大名」。副使答道、「正使則姓夏、名超羣。這位便是副使、則小弟姓梁、名大章」。余問、「正使現居何啣貴職、甚品」。副使道、「正使則一品、小弟則四品」。余又問、「貴邦與我國耽羅接界、多聞貴邦風俗、文物。不想今日來會、萍水大慰渴想之懷」。副使未及作答、只做唯唯點頭。他又問余姓名。余答云云。梁又問道、「貴職何品」。余答云云。正使則口裡微微有話、只做恭遜款曲之狀、初無一言相接。余問其故、正使起身納頭頻睨副使、副使道、「休恠。小弟代正使陪一句話」。余觀其辞色、則所謂正使必不工於文字、所謂副使筆談亦不嫻習、俱是無誠之輩<sup>17</sup>。

これによれば、まず権時亨と琉球副使の梁大章は互いに氏名、官職及び官品などを筆談で問答していたが、琉球の風俗や文物を質問したところ、副使は黙って頷くだけで答えなかった。途中で権時亨が琉球正使が筆談に加わらない理由を尋ねると、正使は立ち上がって、副使を睨み、副使は自分が代わって答えると返答したという。権時亨はこうした彼らの対応について、琉球正使は漢文により筆談を行う能力に欠け、副使の筆談も巧みではなく、誠実さにも乏しいと評している。

朝鮮の朝貢使節には、儒教的教養を十分に身につけた読書人が多く、著名な洪大容の事例に代表されるように、北京においてしばしば清朝の著名な学者・文人と交流し、筆談によって学術的な議論を行っていた<sup>18</sup>。こうした朝鮮使節から見れば、琉球使節は他の朝貢国と比べれば、儒教的な礼制や行動様式を身につけているものの、文人的教養は不十分であるという印象を持ったとしても無理はないであろう。

### 三 琉球使節から朝鮮使節への贈答品——乾隆三十九年の事例——

上述のように、朝鮮使節が残した燕行録には、しばしば北京で出会った琉球使節の服装やその印象が記録されているが、さらに琉球使節から贈られた物産に関する記述も少なくない。両国の使節は朝貢儀礼などの際に接触するだけでなく、互いに使者を派遣して書簡や贈り物を届けたり、互いの宿舎を訪問して、筆談を行う際に、自国の物産や名物を贈答することもあつた。ここではこうした記録により、主として琉球使節が朝鮮使節に贈つた物産について具体的な検討を加えてみたい。

燕行録に見える琉球使節による物産贈答に関する記録のうち、もつとも詳しいものは、乾隆三九（一七七三）年の朝鮮副使であつた嚴禱の記述であろう。乾隆三十九年の一月五日及び九日に、琉球正使の向宣謨と副使の毛景成は、二回にわたつて使者を朝鮮使節の館舎に遣わして、書簡とともに様々な品物を贈つた。嚴禱は琉球からの贈品について、以下のように伝えている。

（正月）初五日（中略）琉球國使臣向宣謨、毛景成、蔡熙全頓首外、一面以別紙書付「朝鮮國使臣嚴大人、任大人兩位」又有別單三紙、一列書「手巾兩條、茶碗兩匣」下書「琉球國正使耳目官向宣謨拜具」一列書「球扇兩匣、茶碗兩匣」下書「琉球國副使正議大夫毛景成拜具」一列書「球紙兩卷、球扇兩匣」下書「琉球國都通事蔡熙拜具」。所謂手巾即苧布、尺餘、印青作斑文。紙典・茶碗・扇並匣、皆如日本物矣。謂之球紙・球扇者、似□吾輩別單有湖西、嶺南之稱、故效而為之、一捧腹即修一書以復。

甲午正月初九日、琉球國正使向宣謨、副使毛景成、都通事蔡熙頓首、別紙團扇二把、冰糖二包、正使某拜具。花紙二卷、製苧二包、副使某拜具。製苧二包、佳蘇二包、都通事某拜具。所謂製苧似木根皮、問來人則云、納于熱水、和鹽醬以食云、試之則決非可食物。佳蘇即日本江古魚也。<sup>19)</sup>

これによれば、琉球使節からの贈り物は手巾・茶碗・球扇・団扇・冰糖・花紙・製蒟・佳蘇などがあり、朝鮮使節はその返礼として、清心丸と紙を贈ったことがわかる。以下、朝鮮と琉球の贈答品について紹介・検討してみよう。

### (1) 手巾

琉球の手巾は普通の手拭とは違い、主に女性の肩や髪にかける飾り物として使われ、女性が愛する男性のために思いを込めて織った想い手巾と、兄弟が旅に出るとき旅の安全を願って姉妹が織った姉妹手巾・祈り手巾などがある。代表的なものは読谷山花織手巾と与那国手巾である<sup>50)</sup>。さらに琉球の手巾は以上の用途にだけでなく、外国使節への贈品としても使われたようである。例えば明朝の成化六(一四七〇)・一六(一四八〇)年には、琉球使節がシャムと朝鮮の使節に対し、手巾織花絲黃布・棋子花異色手巾・彩色絲手巾・綿布染花手巾などを贈っている<sup>51)</sup>。

一五世紀以降、琉球では琉球紅型をはじめとして、首里織・琉球緋・芭蕉布・久米島紬・宮古上布・八重山上布・読谷山花織・与那国織など、さまざまな染織が発達していった<sup>52)</sup>。万曆三七(一六〇九)年の薩摩琉球侵攻の後には、薩摩は琉球で検地を行い、琉球に対し貢納品として芭蕉布三〇〇〇反の上納を義務づけ、のち崇禎一〇(一六三七)年には、宮古・八重島・久米島に、それぞれ苧麻の上布・中布・下布と、綿帛でできた紬を人頭税として納入することを命じている<sup>53)</sup>。

一方、琉球使節やその随行員は、中国に赴く際、国王や世子から下賜品を賜ったが、それには蕉布・上布・島紬・白麻などの織物類が多かった。例えば康熙二五(一六八六)年には、琉球国王と世子は朝貢副使の曾夔に対し、奉書紙・蕉布・御酒・扇子などを下賜している<sup>54)</sup>。さらに乾隆四一(一七七六)年の朝京都通事であった金策も、出発にあたって国王・世子・王妃から、扇子・国分煙葉・上布・白麻などを賜わっている<sup>55)</sup>。おそらく、琉球使節はこれら琉球国内で賞賜品ともされる貴重な産品を朝鮮使節に贈ったのであろう。

嚴禱の記録によれば、琉球使節から贈られた手巾は「苧布、尺餘、印青作斑文」であり、苧布で作られ、長さは約一尺あまり、青色の斑点模様様の染物であった。琉球王国における貢納布の中で、苧麻で作られたのは宮古と八重島の上納品であった。さらに宮古島は藍地の、八重山は白地の苧布を貢納することが定められており<sup>56)</sup>、よつて琉球使節が嚴禱に贈った手巾は、宮古上布であった可能性が高いと思われる。

## (2) 茶碗

琉球での焼物の生産は一七世紀に始まり、以降琉球本島の各地で行われるようになった。当初は喜名焼・知花焼・古我知焼・湧田焼などの窯場があったが、康熙二一（一六八二）年には、これらの窯場を那覇牧志村に統合し、それが後の壺屋焼の母体となった。上記の窯場のうち、湧田焼は万曆四四（一六一六）年文祿・慶長の役の際に、薩摩から捕虜として連行されてきた朝鮮人陶工が開き、さらに中国や薩摩の陶芸技術も取り入れ、朝鮮・中国・薩摩の影響を強く受けていた。後の壺屋焼は主にその技術やスタイルを引き継ぎ、琉球唯一の窯場として国内外の交易における主要な輸出品の一つとなった<sup>57)</sup>。

嚴禱は琉球使節から贈られた茶碗について、扇子と同様「日本の物の如し」と述べている。ただし上述のように、焼物の系譜から見れば、琉球国内で生産された茶碗も、薩摩の影響を受けているので、現時点では、琉球使節が贈った茶碗が自国製のものか、薩摩からの輸入品であるかは判断しがたい。

## (3) 団扇・球扇

琉球産のうちわや扇子については、徐葆光『中山伝信録』（康熙六十〔一七二一〕年刊）や、森島中良『琉球談』（乾

隆五五〔一七九〇〕年刊〕に詳しい記録が残されている。『中山伝信録』は、康熙五八年の冊封正使であった徐葆光が、琉球の世系・制度・地理・風俗などについて記した著作である。一方、『琉球談』は江戸時代の蘭学者である森島中良が、『中山伝信録』を平易に解説した書物である。

それらの記載によれば、琉球のうちわや扇子には、蕉扇・摺疊扇・団扇の三種類があったという。蕉扇とは檳榔で作られたうちわであり、その形状と呼称は男性用、女性用では異なっていたという。男性用の蕉扇は、その形は団扇とほぼ同様、太陽のような形であるため、「日扇」と呼ばれたが、女性用は月のような形であるため「月扇」と呼ばれた<sup>60)</sup>。一方、団扇は青色や白色の繭紙で作られ、表面に泥金で絵を描いたものであり、玉団扇とも呼ばれたという<sup>61)</sup>。また摺疊扇は折りたたみ式の扇子であり、權子扇とも呼ばれ、日本が発祥地であるため、倭扇とも称された<sup>62)</sup>。

琉球使節は中国に赴く度に、うちわや扇子を下賜された<sup>63)</sup>。また、清代には琉球王国が慶賀や謝恩のために特使を派遣したり、琉球の官生が国子監に入学する際にも、しばしばうちわや扇子を謝恩進貢品の一つとして清に貢納していた<sup>64)</sup>。琉球が貢納したうちわや扇子は、「平面金扇」・「平面銀扇」・「精製雅扇」・「精製摺扇」などの名称で記録されている。とすれば、琉球が清朝に貢納したうちわや扇子は、その名称から見てもおそらく団扇と摺疊扇であったと思われる。

一方、嚴禱は琉球使節から「球扇」を贈られている。この「球扇」について、嚴禱は、「これを球紙・球扇と謂うは、吾輩の別単に湖西・嶺南の称有るに似て、故に效いてこれを為せるなり」<sup>65)</sup>と述べている。つまり先に朝鮮使節が使者を遣わし、琉球使節に紙や扇子を贈った際に、朝鮮国内の産地の名によつて「湖西紙」・「嶺南扇」と称した。とすれば、「球扇」とは琉球産の扇子であることになる。ただし、その後文に「紙典・茶碗・扇並びに匣は、皆な日本の物の如し」とあり、琉球使節が贈った扇子は日本のものに似ていると記している。管見の限り、琉球の史料には、琉球において摺疊扇を生産していたという記録を確認することができない。また、琉球王国では、薩琉関係を暴露する可能性のある問題について、琉球に漂着した異国人に対する問答マニュアルである『旅行心得之条々』を作成していたが、そこでは異国人に対して、日本産ではなく、土噶喇列島（トカラ列島）の宝島から琉球に運ばれたと伝えるべき物産が挙げ

られており、その中に扇子も含まれているのである<sup>(61)</sup>。このことから、嚴璣が贈られた「球扇」は、実際には日本産の折りたたみ式の摺疊扇であった可能性が高いであろう。

周知のように、薩摩の琉球侵攻以来、琉球王国は清朝との朝貢・冊封関係に支障を来さないように、日本（特に薩摩）との関係を隠蔽する政策を取っていた<sup>(62)</sup>。実際、嚴璣が琉球使節に琉球と日本との距離や、日本に関する情報について質問したのに対し、琉球使節はそれらを知らないと答えている<sup>(63)</sup>。このため琉球使節が嚴璣に日本産の扇子を贈った際にも、日本との関係を明示することを避けようとして、それをあえて自国の産品であるかのように、「球扇」と称したのである<sup>(64)</sup>。

#### (4) 冰糖

冰糖は冰糖糖である。琉球への製糖技術の伝来は明代に遡る。明天啓三（一六二三）年、琉球王国は人を福建に遣わして製糖の技術を学ばせた。これ以降、琉球国内では甘蔗を使い、黒砂糖を製造し始めた<sup>(65)</sup>。ついで康熙二（一六六三）年には、再び人を福建に派遣して、白砂糖と冰糖糖の製法を学ばせている<sup>(66)</sup>。ただし真栄平房昭氏によれば、実際には一八世紀から一九世紀にかけて、琉球では白砂糖と冰糖糖は生産されず、しばしば福建から輸入していた。真栄平氏はその原因を、福建に派遣した技術者が白砂糖と冰糖糖の製法を十分に習得できなかったためだと推測している<sup>(67)</sup>。よって琉球使節が朝鮮使節に贈った冰糖糖も、おそらく琉球使節が北京に赴く途中で、福建で購入したものだと思われる。

#### (5) 花紙・球紙

琉球における製紙について記した最も早い記録は、一七世紀末の史料に確認することができる。すなわち琉球王国の

編年史である『球陽』によれば、康熙二五（一六八六）年に琉球は関忠勇という人物を薩摩に派遣し、杉原紙と百田紙の紙漉き技法を学ばせ、それ以降、琉球は自国において紙を製造し始めたこととされる<sup>⑩</sup>。その後、康熙五六（一七一七）年には、琉球独特の芭蕉紙も開発された。このように一七世紀末から、琉球国内では薩摩の製紙技術を利用して、紙を製造し始めたのである。ただし琉球王国の史料には、杉原紙・百田紙・美濃紙・宇田紙などの琉球和紙に関する記録は見ずるものの<sup>⑪</sup>、朝鮮使節に贈った「花紙」や「球紙」に関する記述は見られないようである。

一方、乾隆一九（一七五四）年の冊封副使であった周煌の『琉球国志略』によれば、琉球の紙には棉紙・清紙・護寿紙・花紙などの種類があり、そのうち花紙は囲屏紙とも呼ばれ、土噶喇の産物であったという<sup>⑫</sup>。これに対し、一八世紀後半に江戸出身の本草家である佐藤成裕が著した『周游雑話』には、薩摩の特産である紙について「上品ハ多ク琉球へ渡シ、中国ニ入ル、近年唐紙ヲ製ス、然モ多ク他邦ニ出スニ呼バズ」<sup>⑬</sup>とある。つまり薩摩産の紙のうち、高級品の多くは琉球に運ばれ、さらに中国にも輸出されたというのである。なお、先述した琉球に漂着した異国人に対する問答マニユアルである『旅行心得之条々』にも、土噶喇列島の宝島産であると伝えるべき物産のなかに紙も含まれている<sup>⑭</sup>。

以上のことをあわせて考えると、『琉球国志略』に見える花紙も、実際は土噶喇列島の産物ではなく、薩摩からの輸入品であった可能性が高い。前述の球扇の場合と同様に、琉球王国は薩摩との関係を隠蔽するために、薩摩から輸入された高級紙を、土噶喇列島の産品に仮託したのである<sup>⑮</sup>。すなわち、琉球では国内でも紙を製造していたわけである。乾隆三九年に琉球使節が嚴璘に贈った花紙も、こうした薩摩からの輸入品であり、一方、球紙は琉球独自の芭蕉紙であったと思われる。

## （6）製苧・佳蘇

「製蒟」という語は辞書類にも見あたらない。そこで、関連史料を見てみると、嚴璿はこの「製蒟」について、「製蒟は木根の皮に似る。來人に問うに、即ち熱水に納れ、塩・醬を和えて食すると云う」と伝えてゐる。すなわち製蒟は木の皮のような形状で、熱湯に入れて、塩・みそをあえて食べるものである。この「製蒟」に類似した食物として、康熙二二（一六八三年）の琉球冊封正使であった汪楫の『使琉球雜録』には、「佳蘇魚」について次のような説明がある。

佳蘇魚、長者可半尺、方体銳末、形類梭、色如朽木。國人食時、用温水略浸、沸以肉湯、薄削如紙、以供客、矜為上品<sup>(56)</sup>。

つまり佳蘇魚とは、長さが半尺ばかりで、その形が機織の道具である梭に似て、色が朽木のようにであった。調理方法としては、温水に浸し沸かして「肉湯」としたり、薄く紙のように削り、客人に出したという。佳蘇とはカチュエー、沖繩の方言で鯉節のことを指し、汪楫の記述から、佳蘇魚（鯉節）を熱湯にくぐらせ、御浸しとして供していたことがわかる。同様の記録は、一九世紀末に八重山頭職を勤めた大浜家が冠婚葬祭の諸事を記した『膳符日記』にも見え、琉球においては身分の上下を問わず一般的に食べられた日常料理であったという<sup>(57)</sup>。嚴璿の伝える「製蒟」の調理法は、この佳蘇魚と非常に似ており、さらにカツオ料理は冊封使の食膳にもしばしば供されていた<sup>(58)</sup>。以上のことから、「製蒟」とは、琉球において一般的な日用料理であり、冊封使の接待にも用いられた佳蘇魚（鯉節）の加工品であったと見て間違いないだろう。

なお当時、琉球で食された鯉節も薩摩からの輸入品であった。また少なくとも一七世紀から、琉球王国は朝貢貿易に際して、鯉節を中国に輸出しており<sup>(59)</sup>、琉球の家譜史料からも、琉球国王がしばしば朝貢使節に佳蘇を下賜していたことがわかる<sup>(60)</sup>。琉球使節はこのように貿易品や国王からの下賜品ともされる製蒟や佳蘇を中国にも持ち込み、さらにはそれを朝鮮使節にも贈ったのであろう。

#### 四 煙草と医薬品の贈答

前節では乾隆三九年に嚴璣が記録した、琉球使節からの贈品について関連史料を参照しながら検討を加えた。このほかに朝鮮使節が残した各種の『燕行録』には、琉球使節からの贈品に関する記述が散見する。そこには、上に挙げた物品以外に、「南草」すなわち煙草と、「万金丹」がみえる。そこで本節では、まずそれらについて考察する。

まず南草（煙草）については、乾隆五六（一七九一）年元旦に行われた皇帝への拝謁式に際して、琉球使節が朝鮮随員の金士龍に南草を贈っている。彼はこの煙草について、「南草若干を出し、以て余に贈る。色は赤くして細切なるも、香烈は我が東三登の産に及ばず」と記している<sup>81</sup>。朝鮮時代の記録によれば、南草（煙草）は明朝の万暦年間（一五七三～一五一九）にフィリピンのスペイン人から日本に伝えられ、さらに朝鮮にも伝わったとされる<sup>82</sup>。このように、南方から伝来したことから、南草と称されたという<sup>83</sup>。

ただし琉球に、煙草がいつ・どのようにして伝来したのかは、必ずしも明確ではない。『球陽』の記事によれば、煙草は万暦年間に日本から琉球に伝えられたとされる<sup>84</sup>。しかし真栄平房昭氏は、スペイン人が呂宋（ルソン）へ伝えた煙草は、一六世紀末ごろ福建商人によって中国へもたらされており、一方で福建商人は琉球にも盛んに往来していたから、やはり福建商人によって、福建系住民の多い久米村あたりに伝えられた可能性が高いと推定している<sup>85</sup>。いずにせよ、煙草は琉球に伝えられた後、急速に普及し、身分や階層を越えて、広く普及したようであり、琉球冊封使の記録にも、「煙袋」が琉球人の日常的な携帯品であったと記されている<sup>86</sup>。

では、琉球国内において広く消費された煙草は、どこの産品だったのであろうか。当初、琉球において消費された煙草はほとんどが薩摩からの輸入品であり、薩摩産の煙草は清朝への朝貢品に充てられることもあった<sup>87</sup>。ただし煙草の消費が拡大するにつれて、一八世紀ごろから琉球でも煙草の栽培を始めるようになる。しかしその後、琉球では引き続き薩摩から品質が高い国分煙草を輸入しており、琉球国内でもそれを贈答品としたり、国王が朝貢使節に下賜した記録は多い<sup>88</sup>。さらに前掲の佐藤成裕の『周遊雑話』にも、国分煙草が薩摩から琉球を経て、清朝に輸出されたことが記

されている<sup>18)</sup>。こうした史料から見て、琉球使節が朝鮮使節に贈った煙草も、薩摩産の国分煙草であった可能性が高いといえよう。

次に「万金丹」であるが、乾隆二五（一七六〇）年に朝鮮副使の軍官として北京に赴いた李商鳳は、太学を訪ねた際、琉球官生の蔡世昌と出会い、万金丹を贈られている。李商鳳の記述によれば、万金丹は丸薬ではなく、「長さ一寸、広さ一分、内外は金箔を以つて被」われていたという<sup>19)</sup>。さらに李商鳳が万金丹の効能と飲み方について質問したところ、蔡世昌は次のように答えている。

余曰、「療何病。」曰、「治男婦一切傷食腹痛、中風、中暑、卒然昏倒、牙關禁閉、又能解酒毒、跌打受傷。内服外塗、而孕婦當忌。」曰、「服與塗用何水。」曰、「皆用白滾湯送下。」曰、「多寡何分。」曰、「看輕重不拘。」曰、「輕者幾許。重者幾許。」曰、「輕者二片、重者三五不妨」<sup>20)</sup>。

とある。すなわち万金丹は腹痛・中風・熱中症・気絶・頸骨の痙攣・飲酒過多・打撲などに用いられ、患部に塗布するか白湯で服用し、病状によって使用量を調整するのだという。ただし妊婦の服用は忌むべきとされている。また嘉慶一二（一八〇七）年に朝鮮・琉球使節が鴻臚寺での演礼に参加した際にも、琉球使節は万金丹を贈っている。朝鮮正使である南公轍は、この万金丹を消化不良や頭痛に用いる薬として記録している<sup>21)</sup>。

琉球の文献史料には、万金丹に関する記録はそれほど多くはない。ただし『球陽』には、雍正九（一七三二）年、琉球全国の医師が元旦に国王への拝謁式に参加できないため、その代わりに万金丹を国王に献上したという記事がある。また近世の八重山では、医者を招聘できず、医薬品も不足していたため、村の有力者らが献金して、万金丹・紫金錠・洋参などの薬品を購入し、常備薬として使用したという記録も残されている<sup>22)</sup>。さらに、一八世紀末から一九世紀初頭にかけて三司官を勤めた伊江親方朝睦の日記には、嘉慶二〇（一八一五）年に病気を患った際に「唐万金丹」を服用したという記述もある<sup>23)</sup>。これらの史料からみて、万金丹は琉球国内においてしばしば使用された漢方薬の一つであったことがわかる。

万金丹は明代の医葉書にも見え、中風・頭痛・痙攣などに用いる薬であった<sup>95</sup>。琉球王国は明朝の朝貢体制に入つて以来、さまざまな中国技術や学芸を輸入しており、中国医学もその一つの分野であった。琉球では冊封使が琉球に来た際、それに随行する医師から指導を受け、また清朝に朝貢する際には、各種の薬材を購入している。さらに琉球王国は崇禎一一（一六三八）年に医学留学生を明朝に派遣したのを始めとして<sup>96</sup>、清代に入つても、医学留学生を中国に派遣し続けている<sup>97</sup>。こうしたルートを通じて、琉球は中国から万金丹を輸入するとともに、その製法を学んで自国でも製造していたと考えられる。なお薩摩の琉球侵攻以降は、琉球王国は薩摩にも医学留学生を派遣している<sup>98</sup>。江戸時代には、日本でも伊勢の万金丹が名産として全国に普及するようになっており<sup>99</sup>、こうした日本産の万金丹が薩摩経由で琉球国内に輸入された可能性も想定できるであろう。

一方、『燕行録』には朝鮮使節が琉球使節に贈った物産に関する記述は乏しい。ただし乾隆三九年には、嚴禱が琉球使節からの贈品の返礼として、「清心丸」を贈ったことを記録している。清心丸は牛黄清心丸ともいい、中国の伝統的な漢方薬である。早くは宋朝の医学書『太平惠民和剂局方』が、その処方について記しており<sup>100</sup>、その後も牛黄清心丸は、脳卒中（脳梗塞・脳出血）などの治療に有効な薬として、広く処方されていた<sup>101</sup>。

清心丸がいつ朝鮮に伝来したのかは明確ではないが、後に清心丸は朝鮮の特産薬となり、中国でも朝鮮産の清心丸は非常に珍重され、皇族から庶民にいたるまで、朝鮮使節に清心丸を求めることも多かった。清心丸の主要成分の牛黄が中国では不足しているのに対し、朝鮮では良質の牛黄を産出したため、清心丸の品質も高かったのである<sup>102</sup>。このため朝鮮の使節は中国に赴く際に、必ず清心丸を持参し、しばしば贈品とした<sup>103</sup>。このため嚴禱も、この清心丸を琉球使節への返礼としたのである。その後、嘉慶二二（一八一七）年の朝鮮正使李肇源も、琉球使節に清心丸を贈っている<sup>104</sup>。以上検討してきたように、琉球使節は北京で出会った朝鮮使節に対し、各種の工芸品・食品・医薬品などを贈っていた。このうち茶碗・扇子・囲屏紙などは、こうした個人的な贈答だけではなく、慶賀使や謝恩使などの派遣や、官生の国子監入学・帰国時などの際に、公的な進貢品としてもしばしば用いられている<sup>105</sup>。また朝貢使節や官生などは、中国

に渡航するのに先だつて、国王から紙・扇子・染織物・煙草・カツオなどを下賜されることも多かつた。琉球使節はこれらの下賜品ともされる物品や貿易品を、朝鮮使節への贈品としても用いたのである。これに対し朝鮮使節が贈つた産品に関する記述は乏しいが、中国で歓迎された朝鮮産の清心丸を、琉球使節にも贈つたことが確認される。

そして琉球の贈品について注目されるのは、その中に薩摩からの輸入品と思われる物がしばしば含まれていることである。乾隆三九年に琉球使節からの贈品に関する詳しい記録を残した巖濤も、紙・扇・茶碗などは琉球産ではなく、日本産であるかと記している。琉球産の茶碗などは、薩摩などの日本製品の影響が強く、そのため、日本産とみなされた可能性もあるだろう。しかし多くの場合は、琉球王国が清朝においては日琉関係、特に薩摩との関係を隠蔽する政策をとつたために、薩摩からの輸入品であっても、これらを琉球の産品、あるいは土噶喇列島の産品などと称して贈つたのではないかと考えられるのである。

## おわりに

本稿では清代北京における朝貢使節どうしの交際の実態を、もつとも史料が豊富な、朝鮮使節と琉球使節の事例によつて検討してきた。本稿の概要をまとめると次のようになる。

朝鮮の朝貢使節は、朝貢儀礼の場において、あるいは互いに宿舎を訪問するなどして、しばしば琉球使節と接触し、その冠服・言動・印象などについて、『燕行録』などの史料に詳細に書き残した。まず冠服についていえば、琉球使節がおおむね中国的な服飾を着用しながらも、かぶり物や髪型などに独自の風俗を残していることに注目している。総じて朝鮮使節の冠服に関する観察は正確であり、朝鮮国王が琉球の冠服に関心を抱き、朝鮮使節に対して下問することもあった。

冠服の問題と関連して、朝鮮使節は琉球使節に対し、他の朝貢国の使節に比べて、相対的に中華文明をよく受容した

「海外礼儀の邦」としてのイメージを抱いていたようである。その背景には、朝鮮自身を中華文明の正統な継承者とみなす「小中華」意識があり、総じて東南アジアの朝貢使節を「南蛮」という觀念に基づき、記述する傾向があるのに対し、琉球使節に対しては「小中華」に準ずる印象を持っていたようである。ただし朝貢にともなうトラブルへの対応、あるいは漢文による筆談能力などに関連して、琉球使節の行動様式や文人的教養に対して否定的な印象を記した事例も残されている。

ついで本稿では、乾隆三九年の朝鮮副使であった嚴璣の記録を中心として、琉球使節が朝鮮使節に贈ったさまざまな物品について、関連する琉球・中国・日本の文献を参照して考察した。特に注目されることは、そのなかに扇子・茶碗・佳蘇(鯉節)・花紙など、薩摩からの輸入品と思われる物産が少なからず含まれていることである。また南草(煙草)は琉球国内でも生産されていたが、朝鮮使節への贈答品には、主に薩摩の国分煙草が使われた可能性がある。

自国の特産品がそれほど多くない琉球にとって、他国からの輸入品が貿易品や贈答品の重要な部分を占めていた。明代には東南アジアからの輸入品が重要であったが、一六世紀以降、琉球と東南アジアとの貿易は衰退したうえ、華人海商が大量の東南アジア産品を直接輸入するようになったため、琉球王国が中国にもたらす物品のなかで、薩摩で生産され、あるいは薩摩を経由してもたらされた日本産品の比重が増大してゆく。しかし、琉球王国は宗主国である清朝はもとより、他の朝貢国に対しても、薩摩と清朝への両属関係を隠蔽する必要があった。このため日本産、特に薩摩産と思われる物品であっても、それを琉球産品、あるいは土噶喇列島の産品などと称して贈ったのである。ただし嚴璣は、それらの多くが実際には日本産品であることに気づいていたようである。なお朝鮮使節が贈った物品に関する記録は乏しいが、そのなかで朝鮮の特産品として広く知られていた清心丸を、琉球使節に対しても贈答品として注目がされる。

以上、本稿では朝鮮使節が残した『燕行録』などの琉球使節に対する観察やその印象、物品の贈答などの記録を中心として検討してきたが、そこにはそれ以外に、琉球使節との筆談を通じて、あるいは清朝の官僚や文人、琉球から送還

された漂流民、および各種刊行物などから得た琉球情報に関する記録も多数残されている。朝鮮使節が北京において、どのような情報源から、どのような琉球情報を蒐集したのか、それが朝鮮における琉球認識にどう影響したのかといった問題については、稿をあらためて検討を加えたい。

## 註

- (1) 桃木至朗編『海域アジア史研究入門』（岩波書店、二〇〇八年）参照。
- (2) 村井章介『境界をまたぐ人々』（山川出版社、二〇〇六年）参照。
- (3) 清代の朝貢体制や互市体制はそれぞれ浜下武志『朝貢システムと近代アジア』（岩波書店、一九九七年）、李雲泉『朝貢制度史論—中国古代対外関係体制研究』（新華出版社、二〇〇四年）、岩井茂樹「清代の互市と“沈黙外交”」（夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版社、二〇〇七年）、同氏「朝貢と互市」（和田春樹編『東アジアの近代…19世紀』（岩波書店、二〇一〇年）、廖敏淑「清代の通商秩序と互市—清初から両次アヘン戦争へ—」（岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、二〇〇九年）など参照。
- (4) 孫承詒「朝・琉交隣関係と史料研究」（『8—17世紀東アジア地域における人・物・情報の交流—海域と港市の形成…民族・地域間の相互認識を中心に』下、平成12年度〜平成15年度科学研究費補助金（基盤研究（A）（1））研究成果報告書所収、東京大学大学院人文社会系研究科、二〇〇四年）参照。
- (5) 夫馬進「二六〇九年、日本の琉球併合以降における中国・朝鮮の対琉球外交—東アジア四国における冊封、通信そして杜絶—」（『朝鮮史研究会論文集』四六号、二〇〇八年）参照。
- (6) 紙屋敦之「北京の琉球使節」（『月刊歴史手帖』二三一—六、一九九五年）、松浦章「朝鮮使節の琉球通事より得た台湾鄭経、琉球情報」（『南島史学』六三号、二〇〇四年）、同氏「朝鮮使節が北京で邂逅した琉球使節」（『近世東アジア海域の文化交流』

思文閣出版、二〇一〇年)、注(5)前掲夫馬氏論文、張源哲「朝鮮と琉球における文学的交流の局面―漢詩の交歓を中心に」(注(4)前掲書所収)。

(7) 沈玉慧「清代北京における朝鮮使節と琉球使節の邂逅」(『九州大学東洋史論集』第三七号、二〇〇九年)。

(8) 全海宗『韓中關係史研究』(一)潮閣、一九七七年) 七一頁。

(9) 深沢秋人「琉球使節の北京滞在期間…清朝との通交期を中心に」(『沖繩国際大学総合学術研究紀要』八(二)、二〇〇四年)、赤嶺誠紀『大航海時代の琉球』(沖繩タイムス社、一九八八年) 参照。

(10) 注(7)前掲拙稿、一一二―一一三頁参照。

(11) 李坤『燕行記事』(『全集』卷五二所収) 四五五―四五六頁。

(12) 俞彥鎬『燕行録』(『全集』卷四一所収) 四四四頁。

(13) 琉球研究会編『球陽』原文編(角川書店、一九八二年)卷三、一九二頁、卷四、二〇九頁。

(14) 注(13)前掲『球陽』卷五、二一六頁。豊見山和行「明朝の冊封關係からみた琉球王権と身分制」(『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、二〇〇四年)、原田禹雄「琉球王国の皮弁冠服」(『沖繩文化研究』二七、二〇〇一年)参照。

(15) 蔡鐸・蔡應瑞・程順則編纂『琉球国中山王府官制』琉球大学伊波普猷文庫所収「冠帶歌」、「一品王親彩織冠、二品紫帽是勳官、三品為始至七品、共戴黃帽赴朝瑞。八九品官並雜職、總是紅帽一樣看。惟有小吏戴綠帽、平民青帽制不刊。若問腰帶有品級、一品錦帶上金鑾、繡龍黃帶二三品、四品紅帶龍亦蟠。五品以下雜花帶、青布粧花是吏口、欲識中山冠帶制、資品數來自可觀。」八葉左。

(16) 「正使戴紫色圓冠、如我國飾樣而稍低束髮為髻、塗以冬柏油、插以雕金簪。」(李在学『燕行日記』(『全集』卷五八所収) 一一一頁)。

(17) 「其頭著與衣服制度頭著一似我國進士所著幘頭、而無後垂。其制又似屈巾、鬢積兩端合處、作同心結模樣、體圓頂平、如篩輪。使臣・通官俱是同制、而但其色有異。正使則以紫色、副使與通官皆用松花色。」(權時亨『石湍燕記』(『全集』卷九一所収) 五九

清代北京における朝貢使節間の交流―朝鮮・琉球使節を例として―(沈)

一六〇頁)。

(18) 注(15)に同じ。

(19) 「琉球國使臣鴻臚寺演禮時見之……所戴之冠徹似平頂巾、而匾如寢敷、或黃或赤、辨品云。」(柳得恭『燕臺録』、『全集』卷六〇所収) 二四五頁)。

(20) 大韓民国文教部国史編纂委員會編『同文彙考』二(大韓民国文教部国史編纂委員會、一九七八年)一五九一頁、南公轍『金陵集』卷一四「記琉球人語」(『叢刊』卷二七二所収)二六三頁。朝鮮が琉球使節との問答から得た琉球官職の情報に関しては、稿を改めて検討する。

(21) 注(16)前掲李在学『燕行日記』一一一頁)。

(22) 「束髮為髻、向外繞之、略如中國女髻、兩簪安髻、一橫一豎、不著網巾。」(洪大容『湛軒燕記』、『全集』卷四九所収)一三二頁)、  
「琉球衣制正使戴紫色圓冠、如我國篩樣而稍低束髮為髻、塗以冬栢油、插以雕金簪、不用網巾、而髮不散亂。」(注(16)前掲李在学『燕行日記』一〇三頁)、「其人削髮、頂髻如我制、而但不著網巾。」(金景善『燕轅直指』、『全集』卷七〇所収)二六四頁)、  
「外國惟琉球使來參、在我使後班。衣服與清制大同、而著黃帽不剃髮、有髻而無網。」(李遇駿『夢遊燕行録』、『全集』卷七六所収)四八五頁)。

(23) 『明史』(中華書局、一九七四年)「輿服志」二六二〇頁)。

(24) 『欽定大清會典事例』卷五〇五、礼部二一六、「朝貢」八五一頁)。

(25) 真栄田義見・三隅治雄・源武雄編『沖繩文化史辞典』(東京堂、一九七二年)八九頁)。

(26) 徐葆光『中山伝信録』(台湾銀行經濟研究室編『台湾文献叢刊』台湾銀行經濟研究所、一九七一年、第二九二種所収)卷六、「風俗」二二二頁)。

(27) 「琉球國人見我東人之具帽帶者、環視指示、若有欽仰之意、且欲求見網巾、余遂脫巾而示之。各傳觀搖頭嘖舌而嘆美焉。」(金舜協『燕行録』、『全集』卷三八所収)二八九—二九〇頁)。

- (28) 俞彥述『燕京雜識』(『全集』卷三九所収)二九四—二九五頁。
- (29) 「曰、你們紗帽玉帶立於朝班想甚好看也。仍自指其帽曰、吾輩真真韃子胡是滿人、而其說如此、何況於皇朝遺民哉。後問他人皆云、你們的衣裳強也。」(李宜万『入藩記』(『全集』卷三〇所収)一四九頁)。
- (30) 「(前略)琉球國使臣、亦來參宴、而其所爭攫包膳一樣矣。上曰、「其服色何如。」最曰、「以黑色爲之。而廣袖短裾、似僧長衫、而加首者或似木屨者、或似篋而黃線者、似有等級而然矣。」(『承政院日記』五八冊、英祖二十六年四月一三日乙酉条)。
- (31) 敏璘『燕行錄』(『全集』卷四十所収)二九二—二九三頁。
- (32) 注(13)前掲『球陽』卷三、一九八一—一九九頁。なお豊見山和行「明朝の冊封關係からみた琉球王権と身分制」(注(14)前掲『琉球王国の外交と王権』)参照。
- (33) 石宙善『韓国服飾史』(宝晋齋、一九七一年)五一頁、杉本正年『韓国の服飾・服飾からみた日・韓比較文化論』(文化出版局、一九八三年)六四頁。
- (34) 『通文館志』(朝鮮史編集會編『朝鮮史料叢刊』第廿一、朝鮮總督府、一九四四年)卷三、「事大」四〇葉。
- (35) 「上使容貌動止頗似有識、不可以海外異域輕之。」(注(20)前掲『同文彙考』二、一五六八頁)。
- (36) 注(27)前掲金舜協『燕行錄』三六三頁。
- (37) 「上使淨白少鬚、極有儒雅氣。」(注(22)前掲洪大容『湛軒燕記』九三頁)。
- (38) 「琉球貢使、適在京師、每於皇駕迎送處相會、見其面貌柔順、舉止從容、蓋其國俗然也。」(注(20)前掲『同文彙考』四、三八七一頁)。
- (39) 「余見其衣冠頗好、聞其言、可謂海外禮儀之邦、殊可嘉也。」(南公轍『中州偶錄』(『日本所藏』卷一所収)四五五頁)。
- (40) 「班行間見其舉止頗謹飭、一無浮雜意。」(注(22)前掲金景善『燕轅直指』卷七一、二六四頁)。
- (41) 徐有聞『戊午燕錄』(『全集』卷六二所収)一八五頁。
- (42) 金士龍『燕行日記』(『全集』所収卷七四)四五頁。

清代北京における朝貢使節間の交流―朝鮮・琉球使節を例として―(沈)

(43) 清代において、ベトナム・シヤム・ミャンマーなどの東南アジア使節に関する画像史料は乏しい。ここではもつとも網羅的な『皇清職貢図』の図像を掲げた。その描写は完全に朝鮮使節の記述と一致しているわけではないが、各国の朝貢使節の外観についての一般的な認識を示したものとして参照できる。

(44) 注(42)前掲金士龍『燕行日記』四四頁。

(45) 注(37)に同じ。

(46) 注(19)前掲柳得恭『燕臺録』二四六―二四七頁。

(47) 注(17)前掲權時亨『石湍燕記』四二―四六頁。

(48) 金泰俊「第四章 東アジアの学問の同質性と異質性―清の学者との交友録(一)―」第六章 書き継がれる旅行記―清の学者との交友録(二)―(同氏『虚学から実学へ―十八世紀朝鮮知識人洪大容の北京旅行』(東京大学出版会、一九八八年)所収)、山内弘一「洪大容の華夷観について」(『朝鮮学報』第一五九輯、一九九六年)、夫馬進「一七六五年洪大容の燕行と一七六四年朝鮮通信使―両者が体験した中国・日本の「情」を中心に―」(『東洋史研究』第六七卷第三号、二〇〇八年)、鄭健行「朝鮮洪大容『乾淨衛筆談』編輯過程與全書内容述析」(洪大容著、鄭健行点校『乾淨衛筆談』所収、上海古籍出版社、二〇一〇年)など参照。

(49) 注(31)前掲嚴璣『燕行録』二二七―三三二頁。

(50) 京都国立近代美術館編『沖繩の工芸』(京都国立近代美術館、一九七五年)。

(51) 『歴代宝案』卷三九、移彝回咨、校訂本第二冊、五一六頁、一―三九―二二(成化十六年三月二三日)、卷四一、移彝咨、五八一―五八二頁、一―四一―一七(成化十六年四月初一)。

(52) 田中俊雄・田中玲子『沖繩織物の研究』(紫紅社、一九七六年)、川上典李子ほか編『織の海道―八重山・宮古編』(『織の海道』実行委員会、二〇〇二年)、佐野恵子ほか編集『織の海道―沖繩本島・久米島編』(『織の海道』実行委員会、二〇〇四年)、李献璋「明清時代における琉球の服飾と染織」(『沖繩文化研究』一五号、一九八九年)参照。

- (53) アマンダ・ステインチカム「近世琉球における染織生産と人頭税の研究―方法上の覚え書き」（金関愨『沖縄の歴史と文化―海上の道探究―』吉川弘文館、一九九四年）参照。
- (54) 那覇市市民文化歴史資料室編集『那覇市史 資料編』第一卷六、『家譜資料 二』上、三九三頁。
- (55) 注(54)前掲書、一二八頁。
- (56) 注(52)前掲川上典李子ほか編『織の海道』参照。
- (57) 柳宗悦編『琉球の陶器』（昭和書房、一九四二年）、宮城篤正『すぐわかる沖縄の美術』（東京美術、二〇〇七年）参照。
- (58) 「蕉扇、圓者為日扇、男子用之。婦人用者缺其旁、如缺月状、名月扇。」（注(26)前掲徐葆光『中山伝信録』七八頁）。
- (59) 注(26)前掲書、七八頁。
- (60) 前注に同じ。
- (61) 注(54)前掲『家譜資料 二』上、二七―二九、三一、二一五、二七八、三〇五、三五七頁など。
- (62) 外間みどり「琉球の進貢した扇・蕉布・夏布を賞賜する文書と清單―軍機処上諭檔の道光二年琉球関係史料から―」（『史料編集室紀要』二八、二〇〇三年）、孫微「檔案に見る琉球から清朝への貢物リスト（その一）―朝貢の実態と本質を理解する鍵―」（『地域研究』一、二〇〇五年）。
- (63) 注(31)前掲敵璫『燕行録』二二七―二二九頁。
- (64) 那覇市市民文化歴史資料室編集『那覇市史 資料編』第一卷二二、（『近世資料補遺・雑纂』那覇市役所、二〇〇四年）「異国人江返答之心得」七九頁。
- (65) 渡辺美季「清に対する琉日関係の隠蔽と漂着問題」（『史学雑誌』一一四卷一一号、二〇〇五年）、紙屋敦之「琉球の中国への進貢と対日関係の隠蔽」（早稲田大学アジア地域文化エンハンシング研究センター『アジア地域文化学の発展：21世紀COEプログラム研究集成』雄山閣、二〇〇六年）参照。
- (66) 注(31)前掲敵璫『燕行録』二二二頁。

清代北京における朝貢使節間の交流―朝鮮・琉球使節を例として―（沈）

- (67) 注(13)前掲『球陽』巻五、二二二頁。
- (68) 注(13)前掲『球陽』巻六、二二二—二二三頁。
- (69) 真栄平房昭「琉球の進貢貿易論をめぐる一視点」(『沖縄文化研究』二五、一九九九年)四六一—四七頁。
- (70) 注(13)前掲『球陽』附卷二、五九八—五九九頁。系数兼治「琉球の抄造紙」(『沖縄文化研究』三、一九七六年)参照。
- (71) 注(54)前掲『家譜資料』上、二八、三二六、三二七、三三四、三九八頁。
- (72) 周煌『琉球国志略』(台湾銀行經濟研究所編『台湾文献叢刊』台湾銀行經濟研究所、一九七一年、第二九三種所収)巻一四、二六三頁。
- (73) 佐藤成裕『周游雑話』(安田健編『江戸後期諸国産物帳集成』第一七巻、科学書院、二〇〇四年)七四八頁。
- (74) 注(64)に同じ。
- (75) 注(65)に同じ。
- (76) 汪楫『使琉球雜録』(『故宮珍本叢刊』第二七三冊、海南出版社、二〇〇一年所収)巻四、二八頁。
- (77) 金城須美子編著『宮良殿内・石垣殿内の膳符日記—近世沖縄の料理研究史料』(九州大学出版会、一九九五年)五八九、六〇二頁。
- (78) 注(26)前掲徐葆光『中山伝信録』二九、五二、八五頁、李鼎元『使琉球記』(注(26)前掲『台湾文献叢刊』第二九二種所収)一六四—一六五頁、注(72)前掲周煌『琉球国志略』巻一一、一一六頁、巻一四、二四五。
- (79) 注(69)前掲真栄平氏論文、同氏「琉球貿易の構造と流通ネットワーク」(豊見山和行編『琉球・沖縄史の世界』吉川弘文館、二〇〇三年)、渡辺美季「鏗がつかないだネットワーク—江戸時代の琉球と薩南地方—」(『黒潮の食文化』南さつま市坊津歴史資料センター輝津館、二〇〇七年)参照。
- (80) 注(54)前掲『家譜資料』上、二七—二九、三一、七九、二一五、二六四、二七八、三〇五頁など。
- (81) 「因其出南草、若干以贈余、色赤細切、而香烈不及我東三登之産。」(注(42)前掲金士龍『燕行日記』四三三頁)。

- (82) 「我國所謂南草、本自東萊倭館而得來、俗諺呼爲淡麻古、即倭音多葉粉之訛也。倭人所呼、亦如我國之諺、而其義則取多葉草而細粉故云爾。觀其蒸乾殺毒、細切如絲、每人必具煙管一枚、遞易而吸之、不令熱氣逼喉吻、食物之致精如此。」(申維翰『青泉先生續集』卷七、『叢刊』卷三〇〇所收) 五〇六頁、和田光弘『タバコが語る世界史』(山川出版社、二〇〇四年) 參照。
- (83) 注(22)前掲金景善『燕轅直指』卷七二、九四頁。
- (84) 「萬曆年間、有人一名往至日本、而求得煙葉、而始吃焉。以此考之、本國人民吃烟、自此而使也歟。」(注(13)前掲『球陽』附卷一、尚寧王三三年条、五八七頁)。
- (85) 真榮平房昭「煙草をめぐる琉球社会史」(高良倉吉、豊見山和行、真榮平房昭編『新しい琉球史像…安良城盛昭先生追悼論集』榕樹社、一九九六年) 參照。
- (86) 張学礼『使琉球記』(注(26)前掲『台湾文献叢刊』第二九二種所收) 一九三頁。
- (87) 注(85)前掲真榮平氏論文、一三八頁。
- (88) 注(54)前掲『家譜資料』二上、二七、二九、三一、七九、二七八、三〇四頁など。
- (89) 「上品尤多シ国府ノ外。砂走伊勢屋敷ノ垂井類天下ニ聞ヘシノ名葉多シ総總テ三都ニ出スノ外琉球に入り中国ニ至ル台湾府志ノ琉球伝ニモ琉球ノ産ハ茶煙草ハ極品トナリ云琉球ニ茶煙草更ニ不作皆薩州ノ品ヲ用ユ中国ノ人日本ヨリ行ヲ不知ク如此言ヘリ。」(注(73)前掲『周游雜話』七四六―七四七頁)。
- (90) 「鄭以萬金丹二十片進之、長一寸、廣一分、内外被以金箔。」(李商鳳『北轅錄』卷四、『補遺』上所收) 八四五頁)。
- (91) 前注に同じ。
- (92) 「贈萬金丹一錠、止食滯頭疼云。」(注(20)前掲南公轍『金陵集』二六三頁)。
- (93) 注(13)前掲『球陽』卷一二、二九八―二九九頁、卷一九、四〇〇頁。
- (94) 沖縄県文化振興会公文書館管理部史料編集室編『伊江親方日々記』(沖縄県教育委員会、一九九九年) 五一〇頁。
- (95) 明・朱橚撰『普濟方』(清・紀昀等總纂『景印文淵閣四庫全書』台湾商務印書館、一九八三年、第七四二冊所收) 卷一一六、金

清代北京における朝貢使節間の交流―朝鮮・琉球使節を例として―(沈)

禮蒙輯『醫方類聚』（人民衛生出版社、一九八二—一九八三年）卷二五九。

- (96) 稲福盛輝「沖繩医療史の黎明期」（琉球大学医学部附属地域医療研究センター編『沖繩の歴史と医療史』九州大学出版会、一九八八年）参照。

- (97) 『久米村家譜』によれば、清の康熙と嘉慶年間に琉球が医学留学生を派遣する。（注(54)前掲『家譜資料 二』上、二五—二六、二二—二頁）。

- (98) 注(96)前掲稲福氏論文、四三—四六頁。

- (99) 山崎光夫『日本の名薬』（文芸春秋、二〇〇四年）五一—五七頁。

- (100) 宋・陳師文等奉教撰『太平惠民和剂局方』（注(75)前掲書所収）卷一〇、二二〇—二〇五頁。

- (101) 注(95)前掲『普濟方』卷一一四、五九五頁。

- (102) 注(29)前掲李宜万『入瀋記上』二七一頁。

- (103) 前注に同じ。

- (104) 李肇源『黄梁吟』（『全集』卷六一所収）三—三頁。

- (105) 宮田俊彦『琉球・清国交易史—二集』『歴代宝案』の研究（第一書房、一九八四年）五三頁、注(62)前掲外間氏論文、二二〇頁。